

佐賀県告示第233号

佐賀県鳥獣保護管理員規程（昭和38年佐賀県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(報告) 第6条 保護員は、職務上緊急を要するものがあるときは、その都 度 <u>生産振興部</u> 生産者支援課長へ報告しなければならない。	(報告) 第6条 保護員は、職務上緊急を要するものがあるときは、その都 度 <u>農林水産部</u> 生産者支援課長へ報告しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。